



2023年5月17日

各 位

会社名 株式会社ワールド
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
(コード番号：3612 東証プライム)
問合せ先 副社長執行役員 中林 恵一
(TEL：03-6887-1300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の定時株主総会に定款一部変更の件を付議することとしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

現状は当社及び多くの当社グループ会社の決算期は3月31日決算となっておりますが、以下の三つの理由から決算期（事業年度の末日）を3月末日から2月末日に変更いたします。

第一には、上半期は春夏（SS）シーズン、下半期は秋冬（AW）シーズンに大別されますが、決算期末において冬や夏の残在庫の最終消化へ傾注する傾向を課題と捉えており、春や秋のプロパーの立ち上げが一段と速くなる商売のサイクルを確立する必要があると考えるためです。

第二に、前年新たに連結子会社となった㈱ナルミヤ・インターナショナルでは、多くの小売企業と同じく、2月末日を決算期末としておりますが、両社の決算期をあわせることで双方の経理や監査の決算にかかる業務負担を軽減できるためです。

第三に、決算期変更は一時的に収益比較等で分かり難くなる側面があるため、コロナ禍より一定の収益回復を果たしてからの変更を検討してまいりましたが、本業の稼ぐ力であるコア営業利益が、収益回復の目安としてきた水準まで戻す実績を残せたためです。

この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第29条（事業年度）の変更だけでなく、現行定款第11条（定時株主総会の基準日）、現行定款第31条（剰余金の配当）の各条項に所要の調整を行うものであります。また、第66期事業年度は、2023年4月1日から2024年2月末日までの11か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定 款 変 更 の 効 力 発 生 予 定 日 2023年6月23日

以 上

現行	変更案
<p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第 29 条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 31 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第 29 条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 31 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(事業年度変更に係る経過措置)</u> 第 1 条 本定款第 29 条 (事業年度) の規定にかかわらず、<u>2023 年 4 月 1 日から始まる第 66 期事業年度は、2024 年 2 月末日までの 11 ヶ月間とする。</u> 2 第 31 条 2 項の規定にかかわらず、<u>第 66 期の中間配当の基準日は、2023 年 9 月 30 日とする。</u> 3 本条は、<u>第 66 期事業年度終了後に、これを削除する。</u></p>